

事 務 連 絡
平成18年10月13日

各都道府縣市町村合併担当部長 殿

総務省自治行政局合併推進課長

合併サポーター制度の活用について

総務省では、市町村の行財政基盤の強化を図り、地方分権を一層推進するため、市町村合併を積極的に推進してまいりました。その結果、平成11年3月末に3,232であった市町村数が、平成18年10月現在で1,817となっており、市町村合併は相当程度進展しました。今後は、合併後の市町村の新しいまちづくりの取組を着実に支援していくことが重要となっております。

一方で、市町村合併の進捗状況には地域ごとに差異が見られ、また、人口1万人未満の市町村も平成18年10月時点で501存在しているなど、今後とも、合併新法に基づき、引き続き市町村合併を積極的に推進していく必要があります。

このため、総務省では、これまでの市町村合併において蓄積された全国の多くの貴重な取組を活かし、合併新法下における市町村合併の取組や合併後の市町村の新しいまちづくりの取組に対する積極的な支援を行うため、「合併サポーター制度」を創設しました（平成18年10月13日付け総行合第43号参照）。

この制度は、市町村合併や新たなまちづくりに関し豊富な知識と経験を有する地方公共団体の首長や職員、学識経験者等をメンバーとする「合併サポーター」が、依頼に基づき、地方公共団体等に対し、市町村合併や新たなまちづくりに関する必要な助言・情報提供等を行うものです。

地方公共団体におかれては、本制度を積極的に活用していただきますようお願いします。

なお、本通知について、各都道府県内の市町村に対しても周知していただきますようお願いいたします。

※合併サポーターのあっせん依頼文など、合併サポーター制度に関する電子データは、総務省のホームページ「合併相談コーナー」(URL <http://www.soumu.go.jp/gapei/>)に掲載しています。

<連絡先>

総務省自治行政局合併推進課 瀬脇・穂積・石川
(電 話) 03-5253-5591
(FAX) 03-5253-5592
(E-mail) t.ishikawa@soumu.go.jp